15 のうち本年分の

必要経費算入額

16

災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書

いずれか当てはまる ものを																		
災	害	Ø,) 7	<u></u> あ	つ	た	目	1		•			金額	修繕完了年	分における取崩額	7		円
同上の日から1年を経過する日								2					算	(「⑥又)	の 要 取 崩 額 は⑦」と⑩との 少ない方の金額)	8		
修	修 繕 完 了 年						分	3	白			手 分	入額	総 収 入 金 額 算 入 額 「⑧」 (+延長確認申請書の「③」)		9		
本年分総収入	修繕完了	本入	した	fの必 上修緯 16の~	養	経費(用等(額)	の額	4				円	翌年分	年初災害損	人特別勘定残高	10		
	年分前の年分に 取崩額の計算	④ 保	〕を補 除 金	塡等	すの	る額	5					総収入金額算入金額 (⑨の金額)		11)				
		差		要4		崩	額	6					の計算	(翌年分~	損失特別勘定残高 へ繰り越す金額)) — ⑪)	12		
				本	年分	にお	いて	被災	災事業資.	産に	係る	修繕費戶	月等	として必要組	経費に算入した金	額の	明細	
被災	又は共通費用の費目																	
事業	: 被災	災事業資産の所で					I											
資産	構造、設備					-												
修	繕等0	ク Ι	事	の名:	称等	£ (13)												
同	上の修	·	等の	工事	期間	14			•	•								
同上の修繕等の工事に ⑤ 係る修繕費用等の金額											円			円		円		円

災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書

この明細書は、平成28年7月26日付課個2-31ほか1課共同「平成28年熊本地震に関する諸費用の所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)(以下「費用通達」といいます。)に定めるところにより、平成28年分において災害損失特別勘定への繰入れをし、平成29年分以後の年分において災害損失特別勘定の金額を有する場合に記載します。

この明細書は、災害損失特別勘定を取り崩して総収入金額に算入をする年分の確定申告書に添付してください。

〇 記載要領

- (1) 「①」欄には、被災事業資産について災害のあった日を記載します。
- (2) 「②」欄には、「①」欄に記載した目から1年を経過する日(例えば、災害のあった日が平成28年4月16日である場合には、平成29年4月15日)を記載します。
 - (注) 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日を「①」欄に、①の日から1年を経過する日を「②」欄に記載します。
- (3) 「③」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる年分を記載します。
 - イ 平成30年3月15日までに「災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書」(以下「延長確認申請書」 といいます。)を所轄税務署長に提出した場合 修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分(以下「修繕完 了年分」といいます。)
 - ロ イ以外の場合 平成29年分
- (4) 「④」欄には、「延長確認申請書」を所轄税務署長に提出した場合において、本年分が修繕完了年分前の年分であるときは、「⑥」欄の合計額を記載します。
- (5) 「⑤」欄には、平成29年1月1日以後において、修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに 類するもの(以下「保険金等」といいます。)により補塡された金額がある場合に、その補塡された金額のうち 「④」欄の修繕費用等の額に充てた金額の合計額を記載します。
- (6) 「⑦」欄には、本年が「③」欄に記載した修繕完了年分である場合に、前年分の年末災害損失特別勘定残高を記載します。
- (7) 「⑨」欄には、原則として「⑧」欄の金額を記載します。ただし、平成29年分にあっては、「延長確認申請書」を 提出した場合において、同申請書の「③」欄に記載した金額に相当する金額を含めて記載します。
- (8) 「⑩」欄には、本年分が修繕完了年分前の年分である場合に、その年1月1日現在における災害損失特別勘定の金額を記載します。
- (9) 「本年分において被災事業資産に係る修繕費用等として必要経費に算入した金額の明細」の各欄は、次により記載します。
 - イ 「被災事業資産」の各欄は、被災事業資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災事業資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被 災事業資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「⑮」欄及び「⑯」欄に記載することができます。

- ロ 一の被災事業資産につき複数の修繕等の工事を行っている場合には、次によります。
 - (4) 「⑬」欄には、複数の工事のうち主なものを「○○工事等」と記載します。
 - (ロ) 「⑭」欄には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
- ハ 「⑮」欄には、「⑯」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額(見積額を含みます。)を記載します。 なお、修繕費用等とは費用通達2に掲げる費用をいいます。
- ニ 「⑮」欄には、「⑮」欄に記載した金額のうち本年分において必要経費に算入した金額を記載します。